

## 福知山市予定価格の事後公表の試行に係る入札事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市が発注する建設工事の一部において、予定価格の事後公表を試行するに当たり、対象工事、予定価格の公表の時期、再度入札の方法その他必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事は、条件付一般競争入札又は公募型指名競争入札で落札者を決定する建設工事から選定する。

(予定価格公表の時期)

第3条 予定価格の公表の時期は、当初入札の入札締切日の翌日（休日等を除く。）とする。

2 当初入札の入札者には、当初入札の入札締切後直ちに、予定価格を通知する。

(再度入札の方法等)

第4条 入札公告で再度入札を実施することを定めた建設工事について、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、開札の結果、すべての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札を行わない。なお、再度入札の回数は1回限りとする。

2 再度入札の入札書の提出期間は、原則として当初入札の開札日の翌開庁日の午前9時から午後2時までとし、入札公告において定める。

3 再度入札の開札は、原則として再度入札の入札日と同日とする。

4 再度入札を行うときは、再度入札を行う旨、再度入札の入札書の提出期間及び再度入札の開札日時を、当初入札の入札者（第6項に該当する者を除く。）に通知するものとする。

5 再度入札においては、工事費内訳書確認事務取扱要領第4の規定にかかわらず、内訳書の提出は必要としないものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 当初入札において不着又は辞退となった者

(2) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

7 再度入札において、予定価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

8 再度入札において落札決定に至らなかった場合で、改めて入札を実施する場合は、改めて実施した入札における落札決定の日の翌日から、前回の入札の内容を含めて公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、福知山市財務規則、入札参加にあたっての留意事項、福知山市公共工事等電子入札運用基準及び工事費内訳書確認事務取扱要領等の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年7月3日以降に公告を行う建設工事から適用する。

## 福知山市予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市予定価格の事後公表の試行に係る入札事務取扱要領に基づき予定価格を入札実施後に公表する場合において、入札の透明性及び公正性を確保するため、予定価格に係る疑義を福知山市に照会する手続（以下「質疑」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑をすることができる者)

第2条 質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）とする。

(質疑をすることができる期間)

第3条 質疑をすることができる期間は、予定価格の通知の日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとする。

(質疑の方法)

第4条 質疑は、予定価格に係る照会書（様式第1号）を、財務部契約監理課までFAXまたは電子メールにより提出後、同課まで電話連絡することにより行わなければならない。

(回答等)

第5条 福知山市長は、第3条に定める質疑をすることができる期間の終了日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、質疑を行った者あてに回答書（様式第2号）をFAX送信後、その旨を電話連絡することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

2 福知山市長は、次条各号のいずれかに該当するとして、回答をすべき質疑として取り扱わないこととした質疑を行った者に対しては、質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、前項に定める期間内に、FAXで通知するものとする。

(回答をすべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送信されたもの
- (2) 第3条に定める期間を過ぎてから財務部契約監理課に到達したもの
- (3) 第4条に定める方法以外の方法によるもの
- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書や建設工事の入札に関する福知山市の規程により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
- (7) 福知山市工事請負契約約款に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返しFAXまたはメールを送信し正常な公務執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると福知山市長が認めるもの

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年7月3日以降に入札公告を行う建設工事の入札から適用する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

福知山市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

FAX番号

担当者名・連絡先

## 予定価格に係る照会書

下記の建設工事の入札に係る予定価格について、照会します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 照会内容（予定価格に疑義がある具体的な項目）

### 【注意】

予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領第6条各号のいずれかに該当するものは、回答を行いません。

《例》・質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

- ・契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- ・入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの等

様式第2号（第5条関係）

平成 年 月 日

（商号又は名称） 様

福知山市長

## 回 答 書

先に照会のあった建設工事の入札に係る予定価格について、下記のとおり回答します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 回答内容

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

（商号又は名称） 様

福知山市長

## 質疑要件非該当通知書

先に照会のあった質疑については、下記の理由により、回答すべき質疑として取り扱いませんので通知します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 照会内容
  
- 4 質疑にかかるFAXの受信日時
- 5 回答をすべき質疑として取り扱わない理由